

協会だよし



一般社団法人
発行所 福井県消防設備協会
〒910-0003 福井市松本3丁目16-10
福井県福井合同庁舎5階
TEL(0776)27-3760
FAX(0776)27-3446



写真：福井市 大安寺 入口の門松（撮影日 令和3年11月30日）

目 次

▶ 新年のごあいさつ	1	▶ 会員動向	10
▶ 令和4年度 講習会等の予定	5	▶ 通知・通達	11
▶ 令和3年度表彰受賞者	7	▶ よくある質問	13
▶ 令和3年度 主な行事結果	8	▶ ビル火災の注意	14



一謹んで新春の お慶びを申し上げます

寅

一般社団法人 福井県消防設備協会

顧問	福井県安全環境部副部長	中嶋 浩一
"	福井県消防長会会長	片川 浩幸
参与	福井市消防局次長	山中 裕一郎
"	敦賀美方消防組合消防本部消防長	島田 靖史
"	南越消防組合消防本部消防長	五十嵐 功
"	若狭消防組合消防本部消防長	山中 啓雄
"	大野市消防本部消防長	鳥山 智之
"	勝山市消防本部消防長	本田 康彦
"	鯖江・丹生消防組合消防本部消防長	寺澤 一郎
"	嶺北消防組合消防本部消防長	山崎 敏滿
"	永平寺町消防本部消防長	坪田 洋平
"	福井県危機対策・防災課課長補佐	田渕 浩一

役員一同 会長 高村 文能

副会長	山本 智則	副会長	岩崎 新
理事	東 正純	理事	井上 吉弘
"	尾崎 剛	"	片岡 浩範
"	河上 淳一	"	木村 丈展
"	小林 勝幸	"	斎藤 信二
"	酒井 一徳	"	白本 敏雄
"	竹内 幸彦	"	坪田 泰敏
"	早瀬 茂樹	"	山田 龍彦
"	山本 久徳		常務理事・事務局長 中島 秀勝
監事	吉村 豊一	監事	中山 憲一
			主事 岩村 晴美



事務局

«表紙写真»

門松～幸福の願いを込めて

11月も終わりとなった週末、外に出て空を見上げればピーカン（晴天）で、澄み切った空気の中に幸福感を求めて福井市田ノ谷町にある大安禪寺を訪れた。正面入口には立派な門松が設置され、檀家さんたちが毎年ちょっと早めに作られているとのこと。あと1か月でコロナ禍の慌しい中で、今年も一年が過ぎようとしている。門松に念を込めて年神様をお迎えし、令和4年が平穏無事で幸せな年になるよう念願する。



新年のごあいさつ

一般社団法人 福井県消防設備協会

会長 高村文能

令和4年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

平素は、当協会の事業推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、ここに厚くお礼申し上げます。

当協会も消防用設備等の維持管理の適正化と保守業務の推進を図るため、昭和63年4月の設立以来、30年以上になりますが、この間、消防を取り巻く諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、各種の事業を積極的に取り上げ、協会の充実強化を図ってまいりました。

現在では、消防設備士や消防設備点検資格者に係る各種の講習をはじめ、消防用設備等点検済表示制度につきましても、会員各位のご理解とご協力により円滑に推進しており、更には、防火管理講習など関係事業団体との連絡調整等、広範囲にわたる業務を実施しています。

さて、近年の各種対象物はご存知のとおり、その規模や管理体系等が非常に複雑になってきており、また、一方では、各消防設備においても、その構造や機能等の技術進歩に目覚ましいものがあります。

従いまして、各消防設備の適正な工事・整備はもちろんのこと、確実なメンテナンスに加えて、消防設備士等関係者の知識や技能等の資質の向上を図ることが最も重要になってきております。

今後も当協会としては、県民の生命・身体・財産を災害から守る消防の一端を担うという心構えを持って取り組んでまいる所存でございますので、皆様方の一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、一日も早いコロナウイルスの終息と今年一年が災害のない穏やかな年になることを願うとともに、皆様方のますますのご発展とご健勝を心から祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。



新年のごあいさつ

福井県安全環境部(危機対策・防災)

副部長 中嶋 浩一

2022年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福井県消防設備協会の会員の皆様には、日ごろから、県の消防・防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2021年の10月までの本県の火災件数は、121件と、前年同時期と比較しても10件以上減少しています。これもひとえに、消防関係者の活躍はもとより、消防設備士および会員の皆様が消防用設備の施工や日々の維持管理を的確に実施されているおかげであり、心から感謝を申し上げます。

火災から地域住民の生命・財産を守り、被害を軽減させるためには、適正な消防設備の設置および維持管理の推進といった取り組みが重要です。特に、設置から交換までの目安が10年とされる住宅用火災警報器については、今後、電池切れとなる警報器も増えると思われることから、適切な維持管理を行う必要があります。

消防用設備に精通した皆様におかれましても、引き続き御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故が、一昨年12月に愛知県名古屋市、昨年1月と4月には東京都で相次いで発生し、いずれの事故でも人命が失われました。今後、このような事故を防ぐためにも、消防用設備の工事等における安全管理体制の確保および必要な安全対策の周知が求められます。

また、消防用設備等の点検については、郵送による点検報告、点検報告様式の押印廃止、電子メールでの申請等など、報告促進のため、制度の迅速化、簡略化が推進されていますが、点検報告率の更なる向上に当たっては、消防設備士が果たす役割は大変大きなものとなっています。

会員の皆様には、適正な消防用設備等の設置や保全および点検等を引き続き実施いただくとともに、防火対象物等の関係者に対し消防用設備等の点検報告制度を周知いただきなど引き続き御協力をお願いいたします。

最後に、本年が、福井県消防設備協会および会員の皆様にとりまして実り多き飛躍の年となりますよう祈念しまして、新年の御挨拶といたします。



新年のごあいさつ

福井県消防長会 会長
福井市消防局 消防局長

片川 浩幸

令和4年の輝かしい新年を迎えるにあたり、会員の皆様に謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

平素、消防行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年国内で発生した災害を振り返りますと、7月1日からの大雨により、九州の広い範囲に大雨特別警報が発令されたほか、7月3日には静岡県熱海市で土石流が発生し、死者26名、負傷者3名、行方不明者1名、全半壊64棟、一部破損34棟の甚大な被害をもたらしました。

この災害では、10都県から緊急消防援助隊が出動し、陸上部隊延べ900隊、約7,900名が24日間にわたる活動をいたしました。本県の消防としても、消防庁からの出動要請に備え、即応態勢を整えておりました。

また、火災につきましては、11月29日に大阪市此花区で倉庫火災が発生し、死者は出なかったものの、焼損面積が約38,700m²に達し、平成29年の埼玉県三芳町で発生した倉庫火災に次ぐ規模となりました。さらに、12月17日には大阪市北区の繁華街で28名が死傷するビル火災が発生しました。消防機関においては、類似火災防止のために緊急立ち入り検査を実施するなど、安全の確保を図ったところでございます。

一方、約2年に及ぶコロナ禍においては、飲食店等は営業自粛や時間短縮営業、病院・社会福祉施設等は関係者以外立ち入り禁止となるなど、消防の立入検査や自衛消防訓練指導にも苦慮し、電話等のリモート指導により実施しているところでございます。

このような状況下においても、消防法令を適正に運用していくため、消防機関としては、今後とも防災関係機関の皆様と連携を図りながら取り組んでいかなければならぬと考えておりますので、会員の皆様にはより一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福井県消防設備協会の今後ますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

令和4年度の主な行事、講習会の予定

行 事 等

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

行 事 名	月 日	場 所
総会・表彰式	5月13日(金)	福井県中小企業産業大学校
実務研修会	6月下旬又は 11月下旬	
消防庁長官等表彰式	11月4日(金)	東京都 明治記念館

講 習 会

各講習会とともに、開催の中止や月日、場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

講 習	月 日	場 所
設備士法定講習（消火設備）	7月26日(火)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
	8月23日(火)	
設備士法定講習（消火器・避難設備）	7月27日(水)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
	8月24日(水)	
設備士法定講習（警報設備）	7月28日(木)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
	7月29日(金)	
	8月25日(木)	
	8月26日(金)	

※令和4年度における新型コロナ感染の収束状況によっては、開催を各1回ずつに戻します。

講 習	月 日	場 所
第1種消防設備点検資格者 再講習	6月15日(水)	福井県中小企業産業大学校
第2種消防設備点検資格者 再講習	6月16日(木)	

講習	種 別	月 日	場 所
防火管理講習 ：（福井市開催分）	甲種新規	5月25日（水） 26日（木）	福井県中小企業産業大学校
	甲種新規	7月14日（木） 15日（金）	
	甲・乙種同時新規	7月20日（水） 21日（木）	
	防火防災新規	8月24日（水） 25日（木）	
	甲種新規	9月28日（水） 29日（木）	
	甲種新規	11月15日（火） 16日（水）	
	甲・乙種同時新規	令和5年1月31日（火） 2月1日（水）	
	甲種（再）	令和5年2月2日（木）	

※ 防火管理講習の受講申請は、**インターネット受付**となっています。

福井県消防設備協会での受付はしておりません。ご注意ください。

詳しくは、（一財）日本防火・防災協会のホームページにてご確認ください。



消防設備保守関係者表彰

令和3年度の消防設備保守事業者等の表彰式が、去る11月5日に東京都の「明治記念館」において執り行われました。当協会からは、次の方々が受賞されました。誠におめでとうございました。

消防庁 長官表彰

消防設備保守関係功労者

藤井 洋造 氏

(藤井防災エネルギー株式会社)

(一財)日本消防設備安全センター 理事長表彰

消防設備保守関係者

前田 豊次 氏

(前田電気株式会社)

点検済表示制度推進優良事業所

株式会社ほくつう 福井支社

(支社長 高宮 一朗 氏)



藤井 洋造 氏

藤井防災エネルギー株式会社



前田 豊次 氏

前田電気株式会社



株式会社ほくつう 福井支社

支社長 高宮 一朗 氏

令和3年度の主な講習会、研修会の結果

消防設備点検資格者 再講習（第1種、第2種）

この講習は、（一財）日本消防設備安全センターからの事務委託により実施しているもので、昨年は、新型コロナの感染拡大を受け延期した消防設備点検資格者再講習でしたが、本年度はコロナ感染拡大防止対策を徹底し、例年通り令和3年6月9日（水）に第1種、6月10日（木）に第2種を開講いたしました。

両日ともに福井県中小企業産業大学校で開催し、第1種に53名、第2種に50名の計103名が受講されました。

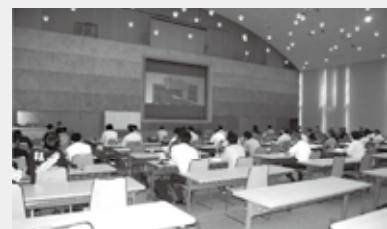


消防設備士 法定講習

福井県知事からの事務委託を受けて実施している消防設備士の法定講習は、コロナ禍にあって会場の受講数制限により開催数を倍増して実施しました。

各講習区分ともに最大80人を原則に間隔を保ち、アクリル板等を使用しての開催としました。

開催日は、令和3年7月13日から16日、8月17日から20日までの計8日間で、受講者の総数は、586名でした。（消火設備・避難設備、消火器・警報設備）



消防設備点検資格者 本（資格）講習（第1種、第2種）

本年度は、消防設備点検資格者になるための資格講習を行いました。

この講習は、（一財）日本消防設備安全センターからの事務委託により実施しているもので、2年毎に開催しています。

コロナ禍ではありましたが、感染拡大防止対策を徹底し、令和3年10月19日（火）から21日（木）までが第1種、10月26日（火）から28日（木）までが第2種と延べ6日間、総数83名が受講しました。（第1種42名、第2種41名）受講者は、点検資格者となるにあたって、その責任の重要性を認識していました。



防火管理講習

令和3年度の防火管理講習は、年度当初に計画されていた講習が新型コロナにおける福井県感染拡大特別警報を受け5月の開催を中止しましたが、当協会が委託を受けていた11月16日（火）、17日（水）には開催することができました。

県内の新型コロナ感染者数は減少傾向にありましたが、ソーシャルディスタンスを確保するため、50人制限で開催したところ満席での講習となりました。

次の講習は、令和4年2月1日（火）、2日（水）です。（再講習は2月3日）



消防設備保守業務等研修会（実務研修会）

「東日本大震災から10年 災害多発時代に備えて」

令和3年度の消防設備保守業務等研修会（実務研修会）を去る11月29日（月）に福井県中小企業産業大学校で開催いたしました。

本年度は、視点を大きく捉え、近年多発している地震や豪雨災害など、コロナ禍でも避けて通れない場面に遭遇した時の対処を学ぶため、福井大学医学部教授である災害看護学が専門の酒井明子氏を招聘して、災害予防、災害発生、災害復旧時など、どのような状況下においても冷静に消防・防災設備を保守管理していくための能力向上を図りました。

東日本大震災から10年 南海トラフ巨大地震も30年以内に70%以上の高い確率で発生すると云われています。

東日本大震災の記憶を風化させず、また、いつ発生するかわからない南海トラフ巨大地震に有効に対処するため、特に、コロナ禍と避難所の対応等についてもスキルアップを図りました。

新型コロナの感染防止対策もあって、50名受講での制限をさせていただきましたが、受講内容を後日会員相互で周知していただくなど、会員たちには大変有意義な講習となりました。



会員動向

(令和3年5月以後)

1 入会者 なし

2 退会者

敬称省略

表示登録番号	地区別	事業所名
－	敦賀美方	株式会社 日新メンテナンス 敦賀営業所

3 登録内容変更（会員名簿参照）

敬称省略

会員番号	事業所名	変更区分	変更後の内容
290	システム株式会社	メールアドレスの変更	system-01@navy.plala.or.jp
265	北陸プラントサービス株式会社 福井事業所	代表者の変更	田 中 博 之
		メールアドレスの変更	fukui@hokuriku-plant.co.jp
-	三谷設備株式会社	代表者の変更	松 代 憲 和
175	福井ツバメ商事株式会社	メールアドレスの変更	f2tubame@mx2.fctv.ne.jp
279	有限会社越山・防災	メールアドレスの変更	kk.toraberu.echizan@gmail.com
111	株式会社ほくつう 福井支社	代表者の変更	高 宮 一 朗
207	一般財団法人北陸電気保安協会 福井地区本部	代表者の変更	眞 保 博 人
		社名の変更	福井支店 → 福井地区本部
258	有限会社共栄電設	メールアドレスの変更	info@kyoden-emc.co.jp
141	株式会社アイビックス	メールアドレスの変更	fukui.corp.gen@aivix.co.jp
155	株式会社河嶋連蔵商店	メールアドレスの変更	takefu@kawasima-r.co.jp ※事務局の入力訂正

4 総会員数

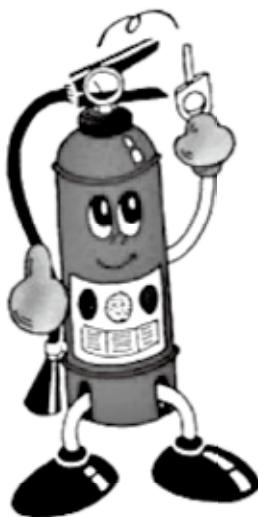
部 門 別	会員数	合計数
電気設備部門	48	122
水系設備部門	25	
防災設備部門	49	
表示登録会員	122	

通知
通達

令和3年5月以後に公布されたもののうち、消防用設備等に関するものについては、以下の表のとおりです。
なお、詳細については、必要に応じてご自身でのご確認をお願いいたします。

発番号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防予第220号	令和3年5月24日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件及び耐火電線の基準の一部を改正する件の公布について（通知）
消防予第270号	令和3年5月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について
消防予第362号	令和3年7月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
事務連絡	令和3年9月14日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた点検等に係る留意事項について
消防予第462号	令和3年9月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について（通知）
消防消第366号 消防予第471号 消防危第214号 消防特第185号	令和3年9月21日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁次長	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）

発番号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防消 第412号				化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）
消防予 第522号	令和3年 10月22日	各都道府県消防防災 主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	
消防危 第234号				
消防特 第207号				
事務連絡	令和3年 12月8日	各都道府県消防防災 主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長	消防庁予防課長	重要文化財（建造物）等防災 施設整備事業（防災施設等） 指針の策定について（情報 提供）





誘導灯の点検に必要な免状について

Q.

誘導灯の点検は、第2種消防設備点検資格者ができることになっているが、インターネットで確認すると、消防設備士は第4類又は第7類のうち誘導灯については電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けていることが条件となっている。点検資格者についてもこの条件が適用されるのか。

A.

誘導灯及び誘導標識を消防設備士が点検する場合、第4類又は第7類消防設備士であって、かつ電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けていることが条件となります。ただし、消防設備点検資格者では工事、整備はできません。

消火器の点検に必要な資格について

Q.

第1種消防設備点検資格者の免状を持っているが、消火器の点検で、放射点検を実施して報告書を消防署に提出したところ、消火器内部の確認や詰替えは点検資格者ではできないと言われた。消防設備士の資格が必要なのか。

A.

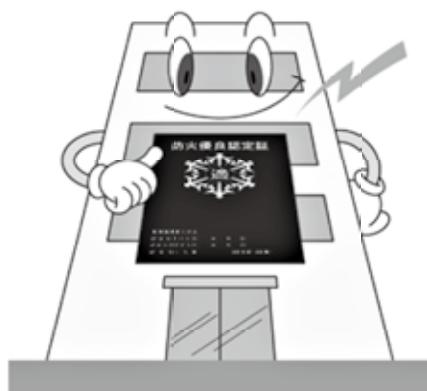
消火器の内部確認などの点検は、第1種消防設備点検資格者が点検できます。

消火器の整備は第6類の乙種消防設備士の業務独占となり、消防設備士の資格が必要です。

消火器の整備とは、次の内容とされています。

- ① 本体容器又は部品の補修及び機能調整
- ② 部品の交換
- ③ 消火薬剤の詰替え

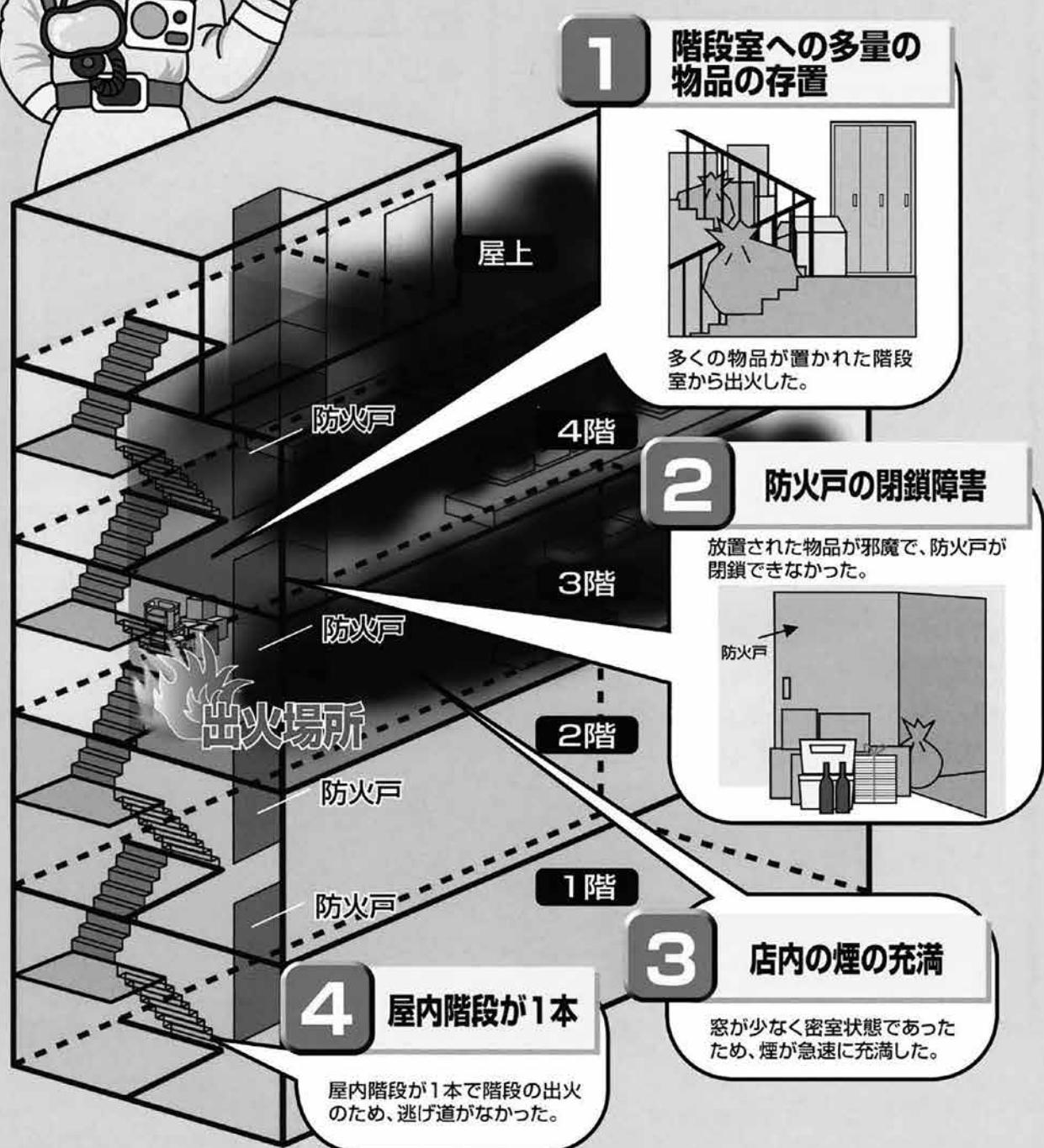
したがって、ご質問の消火薬剤の詰替えは、消防設備士の資格が必要となります。



ビル火災が、あなたの命を奪います!!



平成13年9月に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災では、次のような現象が44人の死者を出す大惨事を引き起こしました。



総務省消防庁・違反是正支援センター

点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備の安全チェックは
このラベルで !!



責任をより明確に

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXでお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 福井県消防設備協会

事務局／福井県福井市松本3丁目16-10 福井県福井合同庁舎5階 TEL 0776-27-3760